

『 相模原市公共建築工事積算基準等資料 』
【令和7年10月改定部分 対比表】

※年度の修正など内容の改定がないものは、対比表への記載は、ありません。

相模原市技術監理課

改 定

現 行

第2章 共通仮設費

1 共通仮設費の区分

共通仮設費は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のそれぞれと処分費に区分して算定する。

2 共通仮設費の算定方法

(1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

イ、共通仮設費率による算定

(イ) 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）

①共通仮設費率の算定に用いるT（工期）は、日数を30日/月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日/月にて除し、この値をT（工期）として共通仮設費率を算出する。

②工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

(ロ) 監理事務所を設けない場合の補正

①建築工事において、共通費基準 2（3）表-5に挙げる監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率（K r）に以下の補正値を乗じる。

直接 工事費	1000万円 未満	1000万円以上50億円以下	50億円を 超える
補正値	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \text{Log e P}$	0.988

Pは、公共建築工事共通費積算基準 別表におけるP：直接工事費（千円）
注1）補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。
注2）設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後のK rに乘じる。

(ハ) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事に含めて算定する。

(ニ) リース料の取り扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により直接工事費からリース料及び処分費を除いた額の共通仮設費を算定する。

第2章 共通仮設費

1 共通仮設費の区分

共通仮設費は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のそれぞれと処分費に区分して算定する。

2 共通仮設費の算定方法

(1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

イ、共通仮設費率による算定

(イ) 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）

①共通仮設費率の算定に用いるT（工期）は、日数を30日/月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日/月にて除し、この値をT（工期）として共通仮設費率を算出する。

②工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

(ロ) 監理事務所を設けない場合の補正

①建築工事において、共通費基準 2（3）表-5に挙げる監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率（K r）に以下の補正値を乗じる。

直接 工事費	1000万円 未満	1000万円以上50億円以下	50億円を 超える
補正値	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \text{Log e P}$	0.988

Pは、公共建築工事共通費積算基準 別表におけるP：直接工事費（千円）
注1）補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。
注2）設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後のK rに乘じる。

(ハ) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事に含めて算定する。

(ニ) リース料の取り扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により直接工事費からリース料及び処分費を除いた額の共通仮設費を算定する。

改 定

現 行

(ホ) 直接工事費が共通費基準 別表(注3)で定める範囲を外れる場合
原則として算定式により算定された率を採用する。

(ヘ) 共通仮設費率の留意事項

①道路占用料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、道路法第39条において、「道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和三十二年法律第百九号)第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。」とされており、公共発注の営繕工事においては道路占用料の徴収を行わないとされている。道路使用許可申請手数料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、所轄警察署により道路使用許可申請手数料が免除される場合がある。

②環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なもの
費用については、以下の費用が含まれている。

- ・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用
- ・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用

③共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費

- ・新営工事は引込費用及び使用料が該当する。(工所用)
- ・改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。(工所用)

ロ. 積み上げによる算定
以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

(イ) 準備費
敷地測量、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧、道路占用料等に関する費用

(ロ) 仮設建物費

- ① 宿舍、設計図書による現場環境改善費用
- ② 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所(監督職員事務所)、備品等の費用
- ③ 建築工事における、監理事務所(監督職員事務所)の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容

(ハ) 工事施設費
仮囲い、工所用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用

(ニ) 環境安全費
交通誘導・安全管理等の要員に要する費用(工事現場(施設)の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用)、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用

(ホ) 直接工事費が共通費基準 別表(注3)で定める範囲を外れる場合
原則として算定式により算定された率を採用する。

(ヘ) 共通仮設費率の留意事項

①環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なもの
費用については、以下の費用が含まれている。

- ・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用
- ・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用

②共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費

- ・新営工事は引込費用及び使用料が該当する。(工所用)
- ・改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。(工所用)

ロ. 積み上げによる算定
以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

(イ) 準備費
敷地測量、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用

(ロ) 仮設建物費

- ① 宿舍、設計図書による現場環境改善費用
- ② 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所(監督職員事務所)、備品等の費用
- ③ 建築工事における、監理事務所(監督職員事務所)の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容

(ハ) 工事施設費
仮囲い、工所用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用

(ニ) 環境安全費
安全管理・合図等の要員に要する費用(工事現場(施設)の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用)、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用

改 定	現 行
<p>(ホ) 動力用水光熱費 本受電後の電力基本料金</p> <p>(ヘ) 屋外整理清掃費 除雪に要する費用</p> <p>(ト) 機械器具費</p> <p>①新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用 規格の選定及び存置日数は、表2-1～表2-5を参考とし、施工条件等により機種を選定する。</p>	<p>(ホ) 動力用水光熱費 本受電後の電力基本料金</p> <p>(ヘ) 屋外整理清掃費 除雪に要する費用</p> <p>(ト) 機械器具等</p> <p>①新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用 規格の選定及び存置日数は、表2-1～表2-5を参考とし、施工条件等により機種を選定する。</p>

改 定	現 行
<p>第4編 単価、価格等 第1章 共通事項</p> <p>1 単価及び価格に関する数値の取り扱い 予定価格のもととなる工事費を算出する過程における数値の取り扱いは以下の通りとする。</p> <p>(1) 物価資料に基づく材料単価、市場単価等 イ. 1つの物価資料にのみ掲載される場合は、掲載された価格とし、端数処理は行わない。 ロ. 物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。</p> <p>(2) 標準歩掛り等（市場単価の補正含む）に基づく単価 イ. 標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第2位まで算定した単価を代入する。 ロ. 単価算定時における金額（数量×単価）の有効桁は、小数点以下第2位までとする。 ハ. 単価算定に用いる数量に小数点以下第6位以降がある場合は、小数点以下第5位とする。</p> <p>(3) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等 採用する価格の端数処理については、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とする。</p> <p>(4) 細目別内訳書及び別紙明細書における単価及び金額 イ. 細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価の端数処理については相模原市建築工事積算基準第9（5）単価の金額の端数処理による。 ロ. 細目別内訳書に計上する金額は、円単位とし端数がでないよう数量又は単価を調整する。 ハ. 別紙明細にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。</p> <p>2 材料価格等 単価基準 第1編2（1）に定める材料価格等とは、杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨等の価格変動が大きい資材並びに建物ごとに個別性が高い機器等の単価及び価格をいう。</p> <p>3 歩掛り 単価の算定に用いる歩掛りは、単価基準 第1編3で規定される標準歩掛りの他に「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り（以下「協議会歩掛り」という。）」による。</p>	<p>第4編 単価、価格等 第1章 共通事項</p> <p>1 単価及び価格に関する数値の取り扱い 予定価格のもととなる工事費を算出する過程における数値の取り扱いは以下の通りとする。</p> <p>(1) 物価資料に基づく材料単価、市場単価等 イ. 1つの物価資料にのみ掲載される場合は、掲載された価格とし、端数処理は行わない。 ロ. 物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。</p> <p>(2) 標準歩掛り等（市場単価の補正含む）に基づく単価 イ. 標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第2位まで算定した単価を代入する。 ロ. 単価算定時における金額（数量×単価）の有効桁は、小数点以下第2位までとする。 ハ. 単価算定に用いる数量に小数点以下第6位以降がある場合は、小数点以下第5位とする。</p> <p>(3) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等 採用する価格の端数処理については、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とする。</p> <p>(4) 細目別内訳書及び別紙明細書における単価及び金額 イ. 細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価の端数処理については相模原市建築工事積算基準第9（5）単価の金額の端数処理による。 ロ. 細目別内訳書に計上する金額は、円単位とし端数がでないよう数量又は単価を調整する。 ハ. 別紙明細にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。</p> <p>2 材料価格等 単価基準 第1編2（1）に定める材料価格等とは、杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨等の価格変動が大きい資材並びに建物ごとに個別性が高い機器等の単価及び価格をいう。</p> <p>3 歩掛り 単価の算定に用いる歩掛りは、単価基準 第1編3で規定される標準歩掛りの他に「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り（以下「協議会歩掛り」という。）」による。</p>

改 定	現 行
<p>また、標準歩掛りの補足資料として、「公共建築工事積算研究会参考歩掛り（以下「参考歩掛り」という。）」及び、市場単価にない類似の単価の作成や見積り単価の検討資料として、「宮積算システム等開発利用協議会参考資料（以下「協議会参考」という。）」を参考とする。</p> <p>4 「その他」の率 歩掛りの「その他」の率は「相模原市建築工事標準単価積算基準」表3-1-1～表3-1-3の工種ごとの率によるものとし、墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分を含むものとする。 なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額、<u>環境安全費及び</u>会社経費を適切に反映した率を設定する。</p> <p>5 市場単価 単価基準 第1編2（3）の掲載条件が一部異なる場合で市場単価を補正して算出する単価（以下「補正市場単価」という。）の補正方法は、次の式による。 なお、補正市場単価の細目工種、補正に用いる歩掛りについては各章による。</p> <p style="padding-left: 20px;">補正市場単価A' = 市場単価A × 算定式 算定式 = a' ÷ a a' = 補正市場単価A' の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価 a = 市場単価Aの細目工種に対応する歩掛りによる複合単価 注) 算定式の値は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位とする。</p> <p>6 物価資料の掲載価格 (1) 単価基準 第1編2による単価及び価格の算定において材料価格、材料単価及び仮設材費は、積算資料（（一財）経済調査会発行）、建設物価（（一財）建設物価調査会発行）等の価格の安値を採用する。 (2) 市場単価は建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事市場単価」の安値を採用する。</p> <p>7 製造業者又は専門工事業者の見積価格等 (1) 見積価格 単価基準 第1編2（4）による場合で、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、必要に応じてヒアリング等を行い市中における取引状況等（実勢価格帯）を確認する。 なお、当初の工事費内訳書作成時の見積依頼先は複数とし、見積内容が適切なることを確認の上、原則として最安値の見積書を基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。</p>	<p>また、標準歩掛りの補足資料として、「公共建築工事積算研究会参考歩掛り（以下「参考歩掛り」という。）」及び、市場単価にない類似の単価の作成や見積り単価の検討資料として、「宮積算システム等開発利用協議会参考資料（以下「協議会参考」という。）」を参考とする。</p> <p>4 「その他」の率 歩掛りの「その他」の率は「相模原市建築工事標準単価積算基準」表3-1-1～表3-1-3の工種ごとの率によるものとし、墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分を含むものとする。 なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映した率を設定する。</p> <p>5 市場単価 単価基準 第1編2（3）の掲載条件が一部異なる場合で市場単価を補正して算出する単価（以下「補正市場単価」という。）の補正方法は、次の式による。 なお、補正市場単価の細目工種、補正に用いる歩掛りについては各章による。</p> <p style="padding-left: 20px;">補正市場単価A' = 市場単価A × 算定式 算定式 = a' ÷ a a' = 補正市場単価A' の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価 a = 市場単価Aの細目工種に対応する歩掛りによる複合単価 注) 算定式の値は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位とする。</p> <p>6 物価資料の掲載価格 (1) 単価基準 第1編2による単価及び価格の算定において材料価格、材料単価及び仮設材費は、積算資料（（一財）経済調査会発行）、建設物価（（一財）建設物価調査会発行）等の価格の安値を採用する。 (2) 市場単価は建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事市場単価」の安値を採用する。</p> <p>7 製造業者又は専門工事業者の見積価格等 (1) 見積価格 単価基準 第1編2（4）による場合で、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、必要に応じてヒアリング等を行い市中における取引状況等（実勢価格帯）を確認する。 なお、当初の工事費内訳書作成時の見積依頼先は複数とし、見積内容が適切なることを確認の上、原則として最安値の見積書を基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。</p>

改 定	現 行
<p>第 2 章 建築工事</p> <p>第 1 節 新営工事</p> <p>第 1 項 仮設</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) 仮設は、設計図書等に基づき工事内容や施工条件を確認し適切に算出する。 なお、設計変更に伴う工事費の変更は、設計図書により記載内容が変更された場合とする。</p> <p>(2) 施工条件が明示された場合は、その内容により算出する。</p> <p>(3) 外部足場及び内部足場は、手すり先行方式枠組本足場を標準とする。</p> <p>2 単価、価格等</p> <p>(1) 共通仮設</p> <p>イ. 仮囲い 仮囲い鋼板にイメージアップのための塗装等が設計図書に明示された場合は、必要な費用を計上する。</p> <p>ロ. 仮設鉄板敷 仮設鉄板敷の整備費は、基本料に加え通常の使用で発生する反り等の復旧に係る費用を含む。</p> <p>ハ. 移動式揚重機 (イ) 移動式揚重機に係る費用は、設置日数を別途算定し計上する。 (ロ) トラッククレーンを標準とする。ただし、4.9 t 吊を超え 100 t 吊未満については、ラフテレーンクレーンとする。 <u>(ハ) トラッククレーン 100 t 吊以上に係る費用は、施工条件明示により専門工事業者からの見積価格等を参考に定める。</u></p> <p>(2) 直接仮設</p> <p>イ. 遣方、墨出し及び養生・整理清掃後片付け (イ) 鉄骨造の地上部は、表 A 1-1 により単価の補正を行う。 (ロ) 鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造を標準とし、鉄骨造の墨出し及び養生・整理清掃後片付けを地下部分及び付帯部分（ドライエリア、ピロティ、ピット、外部階段、吹き抜け、バルコニー、外部廊下等）で使用する場合は、表 A 1-1 と表 A 1-2 により補正を行う。</p> <p>ロ. 枠組本足場 (イ) 枠組本足場の設置の標準は、表 A 1-3 を参考に選定する。</p>	<p>第 2 章 建築工事</p> <p>第 1 節 新営工事</p> <p>第 1 項 仮設</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) 仮設は、設計図書等に基づき工事内容や施工条件を確認し適切に算出する。 なお、設計変更に伴う工事費の変更は、設計図書により記載内容が変更された場合とする。</p> <p>(2) 施工条件が明示された場合は、その内容により算出する。</p> <p>(3) 外部足場及び内部足場は、手すり先行方式枠組本足場を標準とする。</p> <p>2 単価、価格等</p> <p>(1) 共通仮設</p> <p>イ. 仮囲い 仮囲い鋼板にイメージアップのための塗装等が設計図書に明示された場合は、必要な費用を計上する。</p> <p>ロ. 仮設鉄板敷 仮設鉄板敷の整備費は、基本料に加え通常の使用で発生する反り等の復旧に係る費用を含む。</p> <p>ハ. 移動式揚重機 (イ) 移動式揚重機に係る費用は、設置日数を別途算定し計上する。 (ロ) トラッククレーンを標準とする。ただし、4.9 t 吊を超え 100 t 吊未満については、ラフテレーンクレーンとする。</p> <p>(2) 直接仮設</p> <p>イ. 遣方、墨出し及び養生・整理清掃後片付け (イ) 鉄骨造の地上部は、表 A 1-1 により単価の補正を行う。 (ロ) 鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造を標準とし、鉄骨造の墨出し及び養生・整理清掃後片付けを地下部分及び付帯部分（ドライエリア、ピロティ、ピット、外部階段、吹き抜け、バルコニー、外部廊下等）で使用する場合は、表 A 1-1 と表 A 1-2 により補正を行う。</p> <p>ロ. 枠組本足場 (イ) 枠組本足場の設置の標準は、表 A 1-3 を参考に選定する。</p>

改 定	現 行
<p>第7項 鉄骨</p> <p>1 一般事項 現場建方における低層とは平屋建とし、中層とは6階建程度とする。</p> <p>2 単価、価格等 (1) 鋼材単価 イ. 鋼材単価は、<u>製造業者の直接販売価格</u>、又は<u>その他の取引価格（市中価格）</u>による。なお、<u>製造業者の直接販売価格</u>については<u>規格等に応じた費用（エキストラ価格）</u>を加算する。 【鋼材単価算出例】 SN400A CT-200×200×8×12 長さ18.5m の場合 ベース価格 H形鋼<u>製造業者の直接販売価格</u>（無規格200以下） エキストラ価格 規格エキストラ（SN400A加算） 寸法エキストラ（長さ加算） 加工エキストラ（CT形鋼加算）等 上記のベース価格とエキストラ価格を加算する ロ. ベース価格の区分は、表A7-1による。 ハ. エキストラ価格は表A7-2により区分し、物価資料の掲載価格による。 ニ. スクラップ単価は、物価資料の掲載価格のうち規格「鉄屑 ヘビー H2」とする。 なお、鋼材屑等のスクラップ数量は、所要数量から設計数量を差し引いた数量の70%とする。 (2) 工場加工組立 軽微な建物等の場合は、施工規模を勘案して物価資料の掲載価格によることができる。 (3) 揚重機械器具 イ. 第1項により、共通仮設費に計上する。 ロ. 機種選定は作業エリアからの最大作業半径と吊上荷重（最上階の1ピース最大質量）により決定する。 (4) 工場塗装 専門工事業者の見積価格等を参考にする。ただし、これによりがたい場合は第4編第1章3による。 (5) 現場建方 軽微な建物等の場合は、施工規模を勘案して物価資料の掲載価格等によることができる。 (6) 高力ボルト・普通ボルト類 締め付け費は、軽微な建物等の場合は、施工規模を勘案して物価資料の掲載価格等によることができる。</p>	<p>第7項 鉄骨</p> <p>1 一般事項 現場建方における低層とは平屋建とし、中層とは6階建程度とする。</p> <p>2 単価、価格等 (1) 鋼材単価 イ. 鋼材単価は、販売価格又は市中価格による。なお、<u>実績販売価格</u>についてはエキストラ価格を加算する。 【鋼材単価算出例】 SN400A CT-200×200×8×12 長さ18.5m の場合 ベース価格 H形鋼<u>実績販売価格</u>（無規格200以下） エキストラ価格 規格エキストラ（SN400A加算） 寸法エキストラ（長さ加算） 加工エキストラ（CT形鋼加算）等 上記のベース価格とエキストラ価格を加算する ロ. ベース価格の区分は、表A7-1による。 ハ. エキストラ価格は表A7-2により区分し、物価資料の掲載価格による。 ニ. スクラップ単価は、物価資料の掲載価格のうち規格「鉄屑 ヘビー H2」とする。 なお、鋼材屑等のスクラップ数量は、所要数量から設計数量を差し引いた数量の70%とする。 (2) 工場加工組立 軽微な建物等の場合は、施工規模を勘案して物価資料の掲載価格によることができる。 (3) 揚重機械器具 イ. 第1項により、共通仮設費に計上する。 ロ. 機種選定は作業エリアからの最大作業半径と吊上荷重（最上階の1ピース最大質量）により決定する。 (4) 工場塗装 専門工事業者の見積価格等を参考にする。ただし、これによりがたい場合は第4編第1章3による。 (5) 現場建方 軽微な建物等の場合は、施工規模を勘案して物価資料の掲載価格等によることができる。 (6) 高力ボルト・普通ボルト類 締め付け費は、軽微な建物等の場合は、施工規模を勘案して物価資料の掲載価格等によることができる。</p>

改 定

現 行

(7) 現場溶接

- イ. 軽微な建物等の場合は、施工規模を勘案して物価資料の掲載価格等によることできる。
- ロ. 参考歩掛り 表 R A - 7 - 4 現場溶接の溶接器具は、半自動アーク溶接機は、定格電流 500A を標準とし、機械損料 1.50 とする。

(7) 現場溶接

- イ. 軽微な建物等の場合は、施工規模を勘案して物価資料の掲載価格等によることできる。
- ロ. 参考歩掛り 表 R A - 7 - 4 現場溶接の溶接器具は、半自動アーク溶接機は、定格電流 500A を標準とし、機械損料 1.50 とする。

表 A 7 - 1
ベース価格区分表

鋼材種別	適用条件	市中価格	製造業者の 直接販売価格
H形鋼	数量にかかわらず	SS400規格品	左記以外の規格品
溝形鋼			
I形鋼			
等辺山形鋼			
外法H形鋼		—	全ての規格品
不等辺山形鋼	数量にかかわらず	全ての規格品	—
平鋼			
軽量形鋼			
鋼板(切板)	数量にかかわらず	SS400規格品	左記以外の規格品
一般構造用炭素鋼鋼管	—	STK400規格品	左記以外の規格品

表 A 7 - 1
ベース価格区分表

鋼材種別	適用条件	市中価格	実勢販売価格
H形鋼	数量にかかわらず	SS400規格品	左記以外の規格品
溝形鋼			
I形鋼			
等辺山形鋼			
外法H形鋼		—	全ての規格品
不等辺山形鋼	数量にかかわらず	全ての規格品	—
平鋼			
軽量形鋼			
鋼板(切板)	数量にかかわらず	SS400規格品	左記以外の規格品
一般構造用炭素鋼鋼管	—	STK400規格品	左記以外の規格品

改 定

現 行

表A7-2

エクストラ価格区分表

鋼材種別	対象エクストラ
H形鋼	1. 規格エクストラ
外法H形鋼	2. 寸法エクストラ (長さ・サイズ・極厚) 3. 加工エクストラ (CT形鋼・ショット)
<u>「削除」</u>	
溝形鋼	1. 規格エクストラ
<u>I形鋼</u>	2. 寸法エクストラ
等辺山形鋼	1. 規格エクストラ
<u>一般構造用炭素鋼鋼管</u>	1. <u>規格エクストラ</u> 2. <u>外径エクストラ</u> 3. <u>寸法エクストラ</u>
鋼板 (切板)	1. <u>規格エクストラ</u> 2. <u>板厚エクストラ</u> 3. <u>単質別、形状別エクストラ</u> 4. <u>切断エクストラ</u> 5. <u>孔あけ加工エクストラ</u> 6. <u>面取り加工エクストラ</u> 7. <u>開先加工エクストラ</u> 8. <u>マーキングエクストラ</u> 9. <u>スニップ・スカラップエクストラ</u> 10. <u>材料検査エクストラ</u>

表A7-2

エクストラ価格区分表

鋼材種別	対象エクストラ
H形鋼	1. 規格エクストラ
外法H形鋼	2. 寸法エクストラ (長さ・サイズ・極厚) 3. 加工エクストラ (CT形鋼・ショット)
<u>鋼板</u>	1. <u>規格エクストラ</u> 2. <u>寸法エクストラ (幅・長さ・厚み)</u> 3. <u>輸送エクストラ</u> 4. <u>特別仕様エクストラ</u>
溝形鋼	1. 規格エクストラ
	2. 寸法エクストラ
等辺山形鋼	1. 規格エクストラ
<u>鋼板 (切板)</u>	

改 定	現 行
<p>第18項 排水</p> <p>1 一般事項 建物周囲の構内通路、前庭まわり、駐車場、歩道等の排水工事に適用する。</p> <p>2 単価、価格等 排水工事</p> <p>イ. 縁石及びL形側溝は、参考歩掛り 表RA-20-1及び表RA-20-2による。<u>また、歩掛りには土工事及び建設発生土処理（敷き均し）を含む。</u></p> <p>ロ. U形側溝の協議会歩掛りを参考にすることは、歩掛りに蓋は含まれていないため、別途加算する。<u>また、歩掛りには土工事及び建設発生土処理（敷き均し）を含む。</u></p>	<p>第18項 排水</p> <p>1 一般事項 建物周囲の構内通路、前庭まわり、駐車場、歩道等の排水工事に適用する。</p> <p>2 単価、価格等 排水工事</p> <p>イ. 縁石及びL形側溝は、参考歩掛り 表RA-20-1及び表RA-20-2による。</p> <p>ロ. U形側溝の協議会歩掛りを参考にすることは、歩掛りに蓋は含まれていないため、別途加算する。</p>

改 定	現 行
<p>第 3 章 電気設備工事</p> <p>第 1 節 新営工事</p> <p>第 1 項 共通工事</p> <p>1 一般事項 補正市場単価は、第 4 編第 1 章 5 により算出し、その算定式は附表 E 1 ～附表 <u>E 2 5</u> による。</p> <p>2 単価、価格等 (1) 配管工事 イ. 配管工事の細目工種は、単価基準によるほか表 E 1-1 による。 ロ. 複合単価、市場単価及び補正市場単価は、作業上の切り無駄、支持材、消耗品、附属品、雑材料、配管等の施工上の迂回等を含む。 ハ. ボンディングは電力用の場合に計上し、鋼製電線管、金属製位置ボックス（金属管用露出を除く）及び金属製可とう電線管（接地線を使用しない場合）に適用する。 ニ. 耐震支持など特別な支持を行う場合は、支持材を加算する。 ホ. B S 形ケーブルラック（立上り配線専用両面形）の所要量は、割増しを行わない。 ヘ. 1 種金属線ぴの付属品及びボックス類は、別途計上する。 ト. 金属ダクトのつり金具等の支持材は、別途計上する。 チ. 電力用プルボックスは、プルボックス用接地端子を計上する。 リ. 位置ボックスは、代表的なボックスに置換えて計上する。</p>	<p>第 3 章 電気設備工事</p> <p>第 1 節 新営工事</p> <p>第 1 項 共通工事</p> <p>1 一般事項 補正市場単価は、第 4 編第 1 章 5 により算出し、その算定式は附表 E 1 ～附表 <u>E 4 0</u> による。</p> <p>2 単価、価格等 (1) 配管工事 イ. 配管工事の細目工種は、単価基準によるほか表 E 1-1 による。 ロ. 複合単価、市場単価及び補正市場単価は、作業上の切り無駄、支持材、消耗品、附属品、雑材料、配管等の施工上の迂回等を含む。 ハ. ボンディングは電力用の場合に計上し、鋼製電線管、金属製位置ボックス（金属管用露出を除く）及び金属製可とう電線管（接地線を使用しない場合）に適用する。 ニ. 耐震支持など特別な支持を行う場合は、支持材を加算する。 ホ. B S 形ケーブルラック（立上り配線専用両面形）の所要量は、割増しを行わない。 ヘ. 1 種金属線ぴの付属品及びボックス類は、別途計上する。 ト. 金属ダクトのつり金具等の支持材は、別途計上する。 チ. 電力用プルボックスは、プルボックス用接地端子を計上する。 リ. 位置ボックスは、代表的なボックスに置換えて計上する。</p>

相模原市公共建築工事積算基準等資料の改定について

P50 第15項 塗装

改 定

現 行

表E1-1 補正市場単価【配管工事】

表E1-1 補正市場単価【配管工事】

細 目	摘 要	単 位	細 目	摘 要	単 位
ケーブルラック	トレ形 ZT 200～600 (1段目及び2段積の2段目)	m	電線管	耐衝撃性硬質ビニル電線管 (HIVE) 隠ぺい・埋込配管 16～82、 隠ぺい配管 36～82、露出配管 16～82	m
ケーブルラック	はしご形 ZM	m	ケーブルラック	トレ形 ZT 200～600 (1段目及び2段積の2段目)	m
ケーブルラック	はしご形 ZM 200～1000A、400～1000B 支持材別途 (共同溝内敷設)	m	ケーブルラック	はしご形 ZM	m
ケーブルラック	はしご形 ZA 200～1000A、400～1000B 支持材別途 (共同溝内敷設)	m	ケーブルラック	はしご形 ZM 200～1000A、400～1000B 支持材別途 (共同溝内敷設)	m
ケーブルラック	はしご形 AL 200～1000A、400～1000B 支持材別途 (共同溝内敷設)	m	ケーブルラック	はしご形 Z35 200～1000A、400～1000B 支持材別途 (共同溝内敷設)	m
			ケーブルラック	はしご形 ZA 200～1000A、400～1000B (1段目及び2段積の2段目)	m
			ケーブルラック	はしご形 ZA 200～1000A、400～1000B 支持材別途 (共同溝内敷設)	m
			ケーブルラック	はしご形 AL 200～1000A、400～1000B 支持材別途 (共同溝内敷設)	m

改 定	現 行
<p>第2項 空気調和設備工事</p> <p>1 単価、価格等</p> <p>(1) 機器設備</p> <p>イ. 吸収冷凍機、吸収冷水機及び吸収温水機ユニットの保温は、製造業者の見積価格等を参考にする。</p> <p>ロ. 冷却塔のうち冷却能力が334kWを超えるものの据付は、協議会歩掛りによる。</p> <p>ハ. パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機及びガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の冷媒管は、特記がなければ価格を算出するにあたって参考とした製造業者の口径を基に、単価基準第4編第1章第1節1配管工事により計上する。ただし、分岐ユニットは、製造業者の見積価格等を参考にする。</p> <p>ニ. 地下オイルタンク附属品は、協議会歩掛りによる。</p> <p>ホ. 空気熱源ヒートポンプユニット（モジュール形）の据付は、モジュール毎に加算して計上する。</p> <p>ヘ. 軸流送風機及び斜流送風機の歩掛りは、消音ボックス付送風機に準ずる。</p> <p>ト. 全熱交換ユニット（カセット形）の歩掛りは、協議会歩掛りによる。</p> <p>(2) ダクト設備</p> <p>イ. ダクト設備の細目工種は、単価基準及び表M1-4による。</p> <p>ロ. ステンレス製ダクト及び硬質塩化ビニル製ダクトは、協議会歩掛りによる。</p> <p>ハ. ウェザーカバーは、協議会歩掛りによる。</p> <p>ニ. チャンバー等の吊り用インサート取付費は、必要箇所数を別途計上する。 なお、シーリングディフューザー用既製品ボックスのインサートの必要箇所数は、1箇所とする。</p> <p>ホ. 400φ以上のスパイラルダクトは、参考歩掛り 表RM-2-4による。</p> <p>ヘ. スライドオンフランジ工法に用いる材料のコーナー金具の板厚は、2.3mmを代用することができる。</p> <p>ト. 鋼板製ダクト（1.6mm）は、参考歩掛り 表RM-2-2による。 <u>チ. ダクトに用いるフランジ用ガスケットの厚みは、3mmのものは4mmを、5mmのものは6mmをそれぞれ代用することができる。</u></p> <p>(3) 弁装置類</p> <p>本歩掛りは、該当する歩掛りが無い場合は、類似の歩掛りを組み合わせて作成する。</p>	<p>第2項 空気調和設備工事</p> <p>1 単価、価格等</p> <p>(1) 機器設備</p> <p>イ. 吸収冷凍機、吸収冷水機及び吸収温水機ユニットの保温は、製造業者の見積価格等を参考にする。</p> <p>ロ. 冷却塔のうち冷却能力が334kWを超えるものの据付は、協議会歩掛りによる。</p> <p>ハ. パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機及びガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の冷媒管は、特記がなければ価格を算出するにあたって参考とした製造業者の口径を基に、単価基準第4編第1章第1節1配管工事により計上する。ただし、分岐ユニットは、製造業者の見積価格等を参考にする。</p> <p>ニ. 地下オイルタンク附属品は、協議会歩掛りによる。</p> <p>ホ. 空気熱源ヒートポンプユニット（モジュール形）の据付は、モジュール毎に加算して計上する。</p> <p>ヘ. 軸流送風機及び斜流送風機の歩掛りは、消音ボックス付送風機に準ずる。</p> <p>ト. 全熱交換ユニット（カセット形）の歩掛りは、協議会歩掛りによる。</p> <p>(2) ダクト設備</p> <p>イ. ダクト設備の細目工種は、単価基準及び表M1-4による。</p> <p>ロ. ステンレス製ダクト及び硬質塩化ビニル製ダクトは、協議会歩掛りによる。</p> <p>ハ. ウェザーカバーは、協議会歩掛りによる。</p> <p>ニ. チャンバー等の吊り用インサート取付費は、必要箇所数を別途計上する。 なお、シーリングディフューザー用既製品ボックスのインサートの必要箇所数は、1箇所とする。</p> <p>ホ. 400φ以上のスパイラルダクトは、参考歩掛り 表RM-2-4による。</p> <p>ヘ. スライドオンフランジ工法に用いる材料のコーナー金具の板厚は、2.3mmを代用することができる。</p> <p>ト. 鋼板製ダクト（1.6mm）は、参考歩掛り 表RM-2-2による。</p> <p>(3) 弁装置類</p> <p>本歩掛りは、該当する歩掛りが無い場合は、類似の歩掛りを組み合わせて作成する。</p>